

周防大島町立大島中学校

いじめ防止基本方針

～すべての生徒が明るく楽しく安心な学校生活を送れるように～

◇はじめに◇

近年、学校現場において、いじめに起因する悲惨な事件が多発している状況は、学校だけでなく関係機関との連携をしながら総力を上げて取り組まなければならない喫緊の課題である。また、情報技術の急速な発展により、インターネットに関わる、新たないじめ問題が生じ、いじめはますます複雑化し、潜在化する様相を呈している。

こうした中、今一度すべての教職員が、「いじめ」という行為やいじめ問題に取り組む基本姿勢について、十分理解しスキルを上げる必要があると同時に、校長のリーダーシップや教育委員会、関係機関との連携を深めながら取り組むことが求められている。

このため、国では平成25年6月28日に「いじめ防止対策推進法」が公布され9月28日に施行された。また県・町教育委員会よりいじめの未然防止、早期発見、早期対応についての基本的な認識や考え方、いじめの問題を学校全体として正しく理解するために研修会が開催されている。そこで本校では、このいじめを生徒指導上の重要な課題と捉え「いじめ防止基本方針」としてここに作成した。

学級担任をはじめ教職員一人一人がまずは熟読するとともに、校内において研修会を実施するなど積極的な活用を図り、教職員が一丸となって、すべての生徒が生き生きとした楽しい学校生活を過ごすことができる環境を築いていくべきものだと考える。

〔各都道府県や学校のいじめ対策マニュアル等を参考〕

令和8年8月改訂

第1部 教職員マニュアル

◇ もくじ ◇

- I いじめ問題に関する基本的な考え方……2
 - 1 いじめとは
 - 2 いじめの基本認識
- II 未然防止……3
 - 1 生徒達や学級の様子を知るためには
 - 2 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのためには
 - 3 命や人権を尊重し豊かな心を貞輝するためには
 - 4 保護者や地域の方への働きかけ
- III 早期発見……5
 - 1 教職員のいじめに気づく力を高めるためには
 - 2 いじめの態様
 - 3 いじめが見えにくいのは
 - 4 早期発見のための手立て
 - 5 相談しやすい環境づくりを進めるため
- IV 早期対応……8
 - 1 いじめ対応の基本的な流れ
 - 2 いじめ発見時の緊急対応
 - 3 いじめが起きた場合の対応
 - 4 迅速に対応するためには
- V ネット上のいじめへの対応……11
 - 1 ネット上のいじめとは
 - 2 未然防止のためには
 - 3 早期発見・早期対応のためには

第1部 教職員マニュアル

I いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの生徒にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが重要である。

いじめ問題の取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもと、学校全体および家庭・地域で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接に関わっており、すべての教職員が日々実践することを求められている。

1 いじめとは

○いじめの定義を理解する

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的・物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とする。「いじめ防止対策推進法第2条」

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものとする。

〔文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より〕《参考》
〔「生徒指導提要」平成22年3月文部科学省より〕

文部科学省では、(従来)「自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」としてきましたが、平成18年度に(上記のように)見直しました。これにより、いじめられる側の精神的・身体的苦痛の認知として、いじめを認知しやすいようにして、攻撃が一過性でなく反復継続して行われるという指摘は、いじめの本質を的確に突いています。

2 いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認識された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめは様々な特質があるが、以下の①～⑧は、教職員がもつべきいじめ問題の基本的な認識である。

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

Ⅱ 未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。生徒たち・保護者の意識や背景、地域・学校の特性を把握した上で、年間を見通した予防的、開発的な取組を計画・実施する必要がある。

1 生徒達や学校の様子を知るためには

① 教職員の気づきが基本

生徒達や学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切である。同じ目線で物事を考え、共に笑い、涙し、生徒達と場を共有し、信頼関係をベースにすることが大切である。その中で、生徒達の些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが求められている。（いじめといじりの判別、ふざけ合いの中でのいじめ等）

② 実態把握の方法

生徒達の個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握した上で、いじめ問題への具体的な指導計画を立てることが必要である。そのためには、生徒達及び保護者への意識調査や学級内の人間関係をとらえる調査、生徒達のストレスに対して心理尺度等を実態把握の一つの方法として用いることも有効である。また、配慮を要する子ども達の進級や進学、転学に際しては、教職員間や学校間で適切な引き継ぎを行う必要がある。

2 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのためには

主体的な活動を通して、生徒達が自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」感じ取れる「心の居場所づくり」の取組が大切である。

生徒達は、周りの環境によって大きな影響を受ける。生徒達にとって、教職員の姿は、重要な教育環境の一つである。教職員が生徒達に対して愛情をもち、配慮を要する子ども達を中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開することが、生徒達に自己存在感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止の上での大きな力となる。

① 生徒達のまなざしと信頼

生徒達は、教職員の一挙手一投足に目を向けている。教職員の何気ない言動が、子ども達を傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員は、生徒達の良きモデルとなり、信頼されることが求められる。（率先垂範）

② 心の通い合う教職員の協力協働体制

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気大切である。そのためには、校内組織が有効に機能し、様々な問題に対応できる体制を構築するとともに、生徒達と向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進することが必要である。（チーム大島中）

③ 自尊感情を高める、学習活動や学級活動、学年・学校行事および道德教育

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。その中で「こんなに認められた」「人の役に立った」という経験が、生徒達を成長させる。また、教職員の子ども達への温かい声かけが、「認められた」と自己肯定感につながり、生徒達は大きく変化するものである。

生徒の心の響く「とっておきの言葉」

- 「そうか、それはいいところに気がついたね。」
- 「あの時に態度、立派だったよ。大きく見えたよ。」
- 「ああすることは、とても勇気のあることだったでしょう。感心したよ。」
- 「あなたの対応は、とても気持ちが明るくなるね。」
- 「あなたの〇〇に取り組む姿勢はすばらしい。」
- 「そう、〇〇ができたの。すごい。うれしいわ。」
- ◇大切なあなただからこそ、こうやって話をするんだ。
- ◇約束だよ、しんじているから。
- ◇可能性という自分自身の扉を開こう。
- ◇あなたにはあなたの可能性がある、大事にしなкゃ。
- ◇幸せになって欲しいからだよ。
- ◇あなたが必要なんだ。

3 命や人権を尊重し豊かな心を育てるためには

人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道德教育、様々な関わりを深める体験活動を充実させることは、豊かな心を育成する重要なポイントである。

① 人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない。」ことを生徒達に理解させることが大切である。また、生徒達が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る必要がある。

② 心の通い合う教職員の協力協働体制

未発達な考え方や道德的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道德の授業が大きな力を発揮する。とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切になる。

生徒達は、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考えられる。道德の授業では、学級の生徒の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討した上で取り扱うことが重要である。

4 保護者や地域の方々への働きかけ

P T Aの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、保護者研修会の開催やH P、学校、学年だより等による広報活動を積極的に行うことも大切である。

実践例1：授業参観等

- 授業参観において、保護者の方に道徳や特別活動等の授業を公開する。
- 学級活動で、ゲストティーチャーを招き、話を聴く。
- 学級活動等で、いじめについてクラスで考えるにあたって、保護者にインタビューする課題を出す。

実践例2：学級だより、学年だより

- いじめへの取組について学級だよりや学年だよりを通して、保護者に協力を呼びかけて、その内容に関しての意見をもらう。

(例) 【いじめのサインに敏感に！】

元気がない、遅刻しがち、体調不良、持ち物がなくなる 等、いつもと違う子どもの変化に気づくために、心がけていることを教えてください。

Ⅲ 早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と生徒との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒達の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

また、生徒達に関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者の方とも連携して情報を収集することが大切である。

1 教職員のいじめに気づく力を高めるには

① 生徒達の立場に立つ

一人一人を人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行わなければならない。そのためには、人権感覚を磨き、生徒達の言葉をきちんと受け止め、生徒達の立場に立ち、生徒達を守るという姿勢が大切である。

② 生徒達を共感的に理解する

集団の中で配慮を要する生徒達に気づき、生徒達の些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取れるような感性を高めることが求められている。そのためには、生徒達の気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に生徒達の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高める必要がある。

2 いじめの態様

いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている生徒を守り通すという観点から、毅然とした対応をとることが必要である。

〈 分 類 〉

【抵触する可能性のある刑罰法規】

- ア) 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる……脅迫、名誉毀損、侮辱
- イ) 仲間はずれ、集団による無視 ※刑罰法規には接触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要
- ウ) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする……暴行
- エ) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする……暴行、傷害
- オ) 金品をたかられる……恐喝
- カ) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする……窃盗、器物破損
- キ) いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
……強要、強制わいせつ
- ク) パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌な事をされる……名誉毀損、侮辱

3 いじめが見えにくいのは

- いじめは大人の見えないところで行われている。

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所を選んで行われている。

- ① 無視やメールなど客観的に状況を把握しにくい形態で行われている。【時間と場所】
- ② 遊びやふざけあいのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態、部活動の練習のふりをして行われている形態がある。【カモフラージュ】

- いじめられている本人からの訴えは少ない。

いじめられている生徒には、

- ① 親に心配をかけたくない。 ② いじめられている自分はダメな人間だ。 ③ 訴えても大人は信用できない。 ④ 訴えたらその仕返しが怖い。 などといった心理が働くものである。

- ネット上のいじめはもっとも見えにくい。

ネット上でいじめにあっている兆候は学校ではほとんど見えない。家庭で「メール着信があっても出ようとしない。」「最近パソコンの前に座らなくなっている。」などの兆候があれば、いじめにあっている可能性があることを保護者に伝え、いじめが疑われる場合は即座に学校に連絡するよう依頼しておく必要がある。

4 早期発見のための手だて ～複数の教職員による協働～

日々の観察 ～生徒がいるところには、教職員がいる。～

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の場合に、生徒達の様子に目を配る。「生徒達がいるところには、教職員がいる」ことを目指し、生徒達と共に過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果がある。また、全教職員が日常的にいじめの相談をうけることを知らせることが大切である。

観察の視点 ～集団を見る視点が必要～

成長の発達段階からみると、生徒達は小学校、中学校以降からグループを形成しはじめ、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、その時期にいじめが発生しやすくなる。その発達時期をど

のように過ごしてきたかなど担任を中心に情報を収集し学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する必要がある。また、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる必要がある。

「やりとり帳」の活用 ～コメントのやりとりから生まれる信頼関係～

気になる生徒には、日記の内容をしっかりと読み、できるだけコメントを書くことが大切であるが、日記の取り扱いについては十分配慮を必要とする。この日記でキャッチボールをしながら、担任と生徒・保護者が日頃から連絡を密に取ることで、信頼関係が構築できる。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問を実施し、迅速に対応する。

教育相談（学校カウンセリング）～気軽に相談できる雰囲気づくり～

日常生活の中での教職員の声かけ等、生徒達が日頃から気楽に相談できる環境をつくることが重要である。それは、教職員と子ども達の信頼関係の上で形成されるものである。また、定期的な教育相談週間を設けて、生徒を対象とした教育相談を実施する等、相談体制を整備することが必要である。本校では、学期に1回、全校生徒を対象とし教育相談週間として空き教室等を使って教育相談を実施している。また、本校に配置されているスクールカウンセラーとのカウンセリングも必要に応じて実施し、その後情報の共有を行っている。生徒の状況によっては、スクールカウンセラーとの相談も行う必要がある。

いじめの実態調査アンケート ～アンケートは、実施時の配慮が重要である～

いじめは、いつ、どのようなタイミングで起こるのか分からないため定期的にアンケートを記名、無記名等、状況に応じた形式で行う必要がある。（ただし、アンケートはあくまでも発見の手立てであるという認識も重要である）本校では週1回のアンケートを実施している。その実施し得られた情報については、翌日の職員朝礼で共有を行い対応している。その後、生徒のアンケート用紙は、電子ファイルとして管理している。

5 相談しやすい環境づくりを進めるために

生徒達が、教職員や保護者へいじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめている側から「チクった」と言われて、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払うべきである。その対応如何によっては、教職員への不信感を生み、その後に情報が入らなくなり、いじめが潜在化することが考えられる。

① 本人からの訴えには

◇ 心身の安全を保证する

日頃から「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という、教職員の姿勢を伝えると共に、実際に訴えがあった場合には全力で守る手立てを考えねばならない。保健室や相談室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任やカウンセラーを中心に、本人の心のケアに努めると共に、具体的に心身の安全を保证する。

◇ 事実関係や気持ちを傾聴する

「あなたを信じているよ。」という姿勢で、疑いをもつことなく傾聴する。

※事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聴取だけにならないように注意する。

② 周りの生徒からの訴えには

- ◇ いじめを訴えたことにより、その生徒へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の生徒達から目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。
- ◇ 「よく言ってきたね。」とその勇気ある行動を称え、情報の発信元は絶対に明かさないと伝え、安心感を与える。

③ 保護者からの訴えには

- ◇ 保護者がいじめに気づいた時に、即座に学校に連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築くことが大切である。
- ◇ 問題が起こったときだけの連絡や家庭訪問では、信頼関係は築けない。問題が起こっていないときこそ、保護者との信頼関係を築くチャンスである。日頃から、生徒の良いところや気になるところ等、学校の様子について連絡しておくことが必要である。
- ◇ 生徒の苦手なところやできない点を一方的に指摘されると、保護者は自分自身のしつけや子育てについて、否定されたと感じることもある。保護者の気持ちを十分理解して接することが大切である。

IV 早期対応

いじめの兆候を発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。

1 いじめ対応の基本的な流れ

いじめの情報のキャッチ

- 「いじめ問題等対策委員会」を招集する。
- いじめられた生徒を徹底して守る。
- 見守る体制を整備する。(登下校、休み時間、放課後 等)

正確な実態把握 → 指導体制・方針決定 → 生徒への指導・支援 → 今後の対応

- 当事者双方、周りの生徒から聴き取り、記録する
- 個々に聴き取りを行う
- 関係教職員と情報共有し、正確に把握する
- ひとつの事象に囚われず、いじめの全体像を把握する

- 指導のねらいを明確にする
- すべての教職員の共通理解を図る
- 対応する教職員の役割分担を考える
- 教育委員会、関係機関との連携を図る
(エリア SV、SSW、FR アドバイザー、学校サポートチーム 等)

- いじめられた生徒を保護し、心配や不安を取り除く
- いじめた生徒に、相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分に行う中「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる

- 継続的に指導や支援を行う
- カウンセラー等の活用も含め心のケアを行う
- 心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級・学年経営を行う

保護者との連携

- 直接会って、具体的な対策を話すと同時に生徒を徹底して守ることを伝える
- 協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う

2 いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめに関わる関係者に適切な指導を行わなければならない。あわせて、直ちに学級担任、学年主任、生徒指導主任（いじめ問題等対策委員会）に連絡し、管理職に報告する。

① いじめられた生徒・いじめを知らせた生徒を守り通す

- いじめられていると相談に来た生徒や、いじめの情報を伝えに来た生徒から話を聴く場合は、他の生徒達の目に触れないよう、場所、時間等慎重な配慮を行う。また、事実確認は、いじめられている生徒といじめている生徒を別の場所で行うことが必要である。
- 状況に応じて、いじめられている生徒、いじめ情報を伝えた生徒を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後(部活動も含む)等においても教職員の目の届く体制を整備する。

② 事実確認と情報の共有

- いじめの事実確認において、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている生徒から聴き取るとともに、周囲の生徒や保護者など第3者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員(学年主任、担任、生徒指導主任)で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。
- 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

要注意

生徒の個人情報、
その取扱いに十分注
意すること

- 誰が誰をいじめているのか?……………【加害者と被害者の確認】
- いつ、どこで起こったのか?……………【時間と場所の確認】
- どんな内容のいじめか?どんな被害を受けたのか?……【内容】
- いじめのきっかけは何か?……………【背景と要因】
- いつごろからどのくらい続いているのか?……………【期間】

3 いじめが起きた場合の対応

① いじめられた生徒に対して ～プライバシー保護に努めながら～

◇生徒に対して

- 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ち受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- 必ず解決できる希望がもてることを伝える。
- 自信をもたせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

◇保護者に対して

- 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。

- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 保護者の辛い気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- 家庭で生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

いじめを訴えた保護者から
不信感をもたれた教職員の言葉

- ・お子さんにも悪い所があるようです。
- ・家庭での甘やかしが問題です。
- ・クラスにはいじめはありません。
- ・どこかに相談にいかれてはどうですか。

② いじめた生徒に対して

◇生徒に対して

- いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、生徒の背景にも目を向け指導する。
- 心理的な孤立感、疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。（説得ではなく納得に）

◇保護者に対して

- 正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 生徒の変容を図るため、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

平素の連携がない
ため、保護者から
発せられた言葉

- ・いじめられる理由があるのだろう。
- ・学校がきちんと指導していれば……
- ・ここまで深刻にならないうちに、なぜ連絡してくれなかったのか。

③ 周りの生徒達に対して

- 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学校全体に示す。
- はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。（自分では止められなくても、教職員・大人に相談する）
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させるように指導する。
- いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分達の問題として意識させる。

④ 継続した指導

- いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行うことを怠ってはならない。
- 教育相談、やりとり帳（日記）などで積極的に関わり、その後の状況について把握に努める。
- いじめられた生徒のよさを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的に関わり、自信を取り戻させる。
- いじめられた生徒、いじめた生徒双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止、未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組みを強化する。

4 迅速に対応するためには

迅速な対応が遅れる場合の一例である。考え方の転換を図り、より迅速な対応が図れる体制づくりに取り組むことが重要である。

学校の雰囲気	「私のクラスにはいじめは起こらないだろう」 【錯覚】	考 え 方 の 転 換	「いじめはどこでも起こる。 気づいていないのかも」 【本質の認識】
教職員の意識	「もし、このクラスでいじめが起これたらどうしよう」 【不安】		「注意深く、クラスの様子を見ていこう」 【積極的な姿勢】
いじめの兆候	「いじめ？生徒達で解決させよう」 【抱え込み】		「いじめかも？〇〇先生に相談しよう」 【ホウ・レン・ソウ】

V ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。

未然防止には、本校の利用規程等の意図、また生徒達のパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う必要がある。早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている子ども達が発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要である。

1 ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うもの。

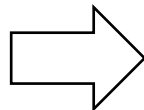
トラブルの事例

子供達が事件に巻き込まれる事例だけでなく、子供達がインターネットをどのように使っているかを保護者とともに調査することも必要である。

特殊性による危険

ネット上のいじめ

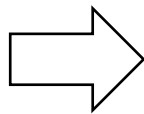
- ☐ メールでいじめ
- ☐ ブログでいじめ
- ☐ チェーンメールでいじめ
- ☐ 学校非公式サイト(学校裏サイト)でのいじめ



◇ 匿名性により、自分だとは分からなければ何を書いてもかまわないと、安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては、周囲のみんなが誹謗中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。

☐ SNSから生じたいじめ

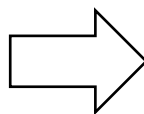
A君が友達数人に限定したサイト(SHS)だからと安心して、B君の悪口を書き込みしました。それをC君がコピーして他の掲示板に書き込み、B君の知るところとなりました。その後、同掲示板にA君への誹謗中傷が大量に書き込まれました。



◇ 掲載された個人情報や動画は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として利用されやすい。
◇ スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報(GPS)により自宅等が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある。

☐ 動画共有サイトでのいじめ

A君は、クラスの数人からプロレス技をかけられていました。その様子は携帯電話でも撮影されていました。そして過激な映像が注目されてい動画共有サイトに投稿されました。



◇ 一度流出した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする危険性がある。

※ブログ：「ウェブログ」の略、個人や数人のグループで管理運営され、日記のように更新されるWebサイト

※SNS：「ソーシャルネットワーキングサービス」の略、コミュニティ型の会員制のWebサイト

2 未然防止のためには

学校での校則遵守の徹底・情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行うことが重要である。

○ 保護者会等で伝えたいこと

(未然防止の観点から)

- 生徒達のパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において生徒達を危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること。
- インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと。
- 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に生徒達に深刻な影響を与えることを認識すること。

(早期発見の観点から)

- 家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた生徒が見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に、学校へ相談すること。

○ 情報モラルに関する指導の際、生徒達に理解させるポイント

インターネットの特殊性による危険や生徒達が陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

(インターネットの特殊性を踏まえて)

- 発信した情報は、多くの人にすぐ広まること。
- 匿名でも書き込みした人は、特定できること。
- 違法情報や有害情報が含まれていること。
- 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害などの別の犯罪につながる可能性があること。
- 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。

3 早期発見・早期対応のために

○ 関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応

- ◇ 書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組む必要がある。
- ◇ 学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携が必要になる。

○ 書き込みや画像の削除に向けて

被害の拡大を防ぐためには、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う必要がある。※学校非公式サイトも同様

【指導のポイント】

- ◇ 誹謗中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。
- ◇ 匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- ◇ 書き込みが悪質な場合は、犯罪となり警察に検挙されること。

○ 書き込みや画像の削除に向けて

【指導のポイント】

- ◇ チェーンメールの内容は、架空のものであり、転送しないことで、不幸になったり、危害を加えられたりすることはないこと。
- ◇ 受け取った人は迷惑し、友人関係を損ねるので絶対に転送しないこと。内容により、「ネット上のいじめ」の加害者になること。

【チェーンメール転送先】（財）日本データ通信協会メール相談センターにおいて、チェーンメールの転送先のアドレスを紹介している。

<http://www.dekyo.or.jp/soudan/chain/index.html>

第2部 組織対応マニュアル

◇ も く じ ◇

I	いじめ問題に取り組む体制の整備	
1	いじめ問題等対応委員会の設置について……………	16
	〈いじめ等対策委員会組織〉	
2	年間を見通したいじめ防止指導計画の整備について	
	〈年間指導計画〉	
	〈チェックポイント1〔指導体制〕〉	
II	いじめが起こった場合の組織的対応の流れ	
	(学校全体の取組み)……………	18
	・ 発見 ・ 情報収集 ・ 事実確認 ・ 方針決定	
	・ 対応 ・ 解消経過観察	
	〈生命又は身体の安全が脅かされるような 重大な事案が発生した場合〉	
III	監督官庁、警察、地域等の関係機関との連携……………	19
1	監督官庁との連携について	
2	出席停止・転学措置について	
3	警察との連携について	
4	地域等その他関係機関等との連携について	
	〈チェックポイント2〔関係機関との連携〕〉	
IV	教職員の研修の充実について……………	21
	〈カウンセリング・マインド研修〉	
	〈OJT(On-the-Job Training)〉	

I いじめ問題に取り組む体制の整備

いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志をもち、学校全体で組織的な取組を行う必要がある。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」な取組を、あらゆる教育活動において展開することが求められる。本校においては、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、いじめに特化した機動的な「いじめ問題等対策委員会」を設置し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う必要がある。また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、生徒の状況や地域の実態に応じた取組を展開することが大切である。

1 いじめ問題等対策委員会の設置について

○いじめ問題等対策委員会は、学校長が任命した教頭、生徒指導主任、学年主任、特別支援校内コーディネーター、ICT推進教員、養護教諭、スクールカウンセラーなどをメンバーとして設置する。なお、メンバーは実態等に応じて柔軟に対応することも考えられる。

○いじめ問題等対策委員会は、いじめ対策に特化した役割を明確にしておくことが大切である。

【いじめ問題等対策委員会組織】

〈構成員〉

校長、教頭、生徒指導主任、学年主任、特別支援校内コーディネーター、ICT推進教員、養護教諭、SC

※事実確認のための調査班を構成する場合もある。

※事案により柔軟に編成する。

〈調査班〉

学年主任、学年生徒指導担当、担任、養護教

〈対応班〉

学年主任、担任、生徒指導主任、学年教職員

いじめ発生

緊急対応会議

校 内 組 織

- 危機管理委員会
- 生徒指導委員会
- 特別支援委員会
- 緊急時危機管理対応チーム
- 綱紀保持委員会

※ いじめ問題等対策委員会は、学期2回程度生徒指導委員会と同時開催とする。

※ いじめ事案の発生時は、緊急対応の委員会を開催し、事案に応じて調査班や対応班等を編成し対応する。

※ いじめ問題等対策委員会での内容や事案に応じての対応については、職員会議において報告し、周知徹底する。

2 年間を見通したいじめ防止指導計画等の整備について

- いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要がある。
そのために、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間指導計画を立てて、学校全体でいじめ問題に取り組むことが大切である。
- 計画を作成するにあたっては、教職員の研修、生徒への指導、地域や保護者との連携などに留意して、総合的にいじめ対策を推進する必要がある。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
職員 会議 等	いじめ対策委員会 ・ 指針・方針 ・ 指導計画等		事案発生時、いじめ対応委員会の開催			
			生徒支援委員会開催（隔週）			
			学期末評価と検証			
防 止 対 策	いじめ実態把握調 査 道徳	学年づくり、人間関係づくり 体験活動実施 （1年、2年）				学年づくり、 人間関係づくり
早期 発見			生活アンケート（週1回実施）			
			教育相談週間			
その 他	PTA総会での啓 発	Fit調査実施		保護者会での聴き 取り調査		
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員 会議 等			事案発生時、いじめ対応委員会の開催			年度末評価と検 証
		人権研修会	生徒支援委員会開催（隔週） 学期末評価と検証			
防 止 対 策		人権参観日及び講 演会	道徳	学年づくり、 人間関係づくり		
			生活アンケート（週1回実施）			
早期 発見		教育相談週間			教育相談週間	
その 他	いじめ根絶運動	Fit調査実施	保護者会での聴き 取り調査		Fit調査実施	保護者会での聴 き取り調査

【チェックポイント1〈指導体制〉】

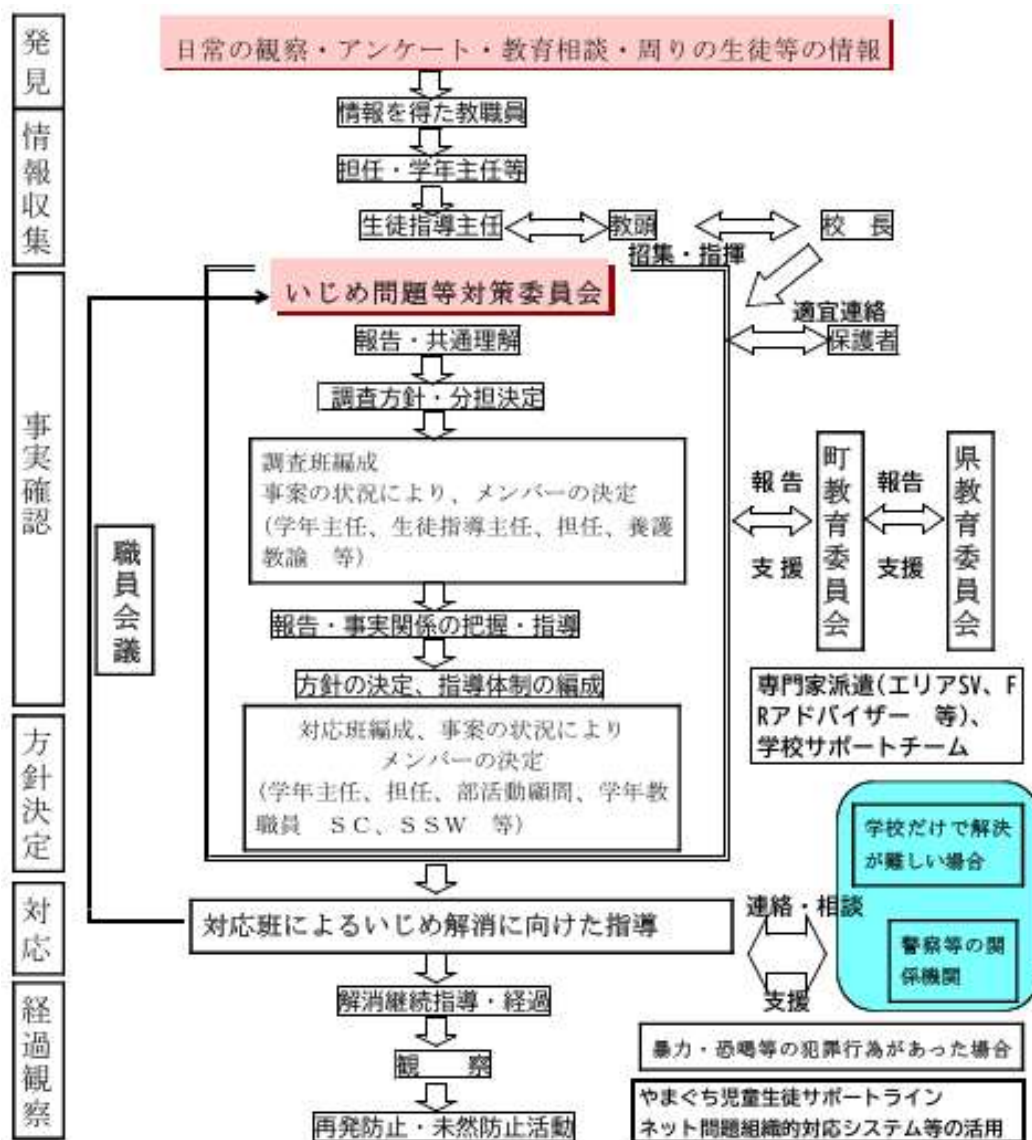
- ◇いじめ問題の重大性をすべての教職員が認識し、学校長を中心に未然防止「いじめを生まない土壌づくり」（人権教育、道徳教育、体験活動、特別活動等）に組織的に取り組んでいるか。
- ◇いじめの態様や特質、原因、背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議や校内研修会などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。
- ◇いじめ問題について、特定の教職員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、報告・連絡・相談・その後の経過報告を確実に行之い、学校全体で組織的に対応しているか。

《年間指導計画》

Ⅱ いじめが起こった場合の組織的対応の流れ(学校全体の取組み)

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で対応することが大切である。学級担任が一人で抱えこみ、配慮に欠ける対応をしたため、生徒をより辛い状況に追い込んでしまい、保護者とのトラブルに発展してしまうことがある。

そういった状況を避けるためにも、校長がいじめ対応委員会による緊急に対策会議を開催し、今後の指導方針を立て、組織的に取り組む必要がある。



※いじめの事案の状況に応じて、柔軟かつ適切に対応する。

※いじめの解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日の内に対応することを基本とする。ただし、いじめが重篤な場合やいじめられた側といじめた側の意識のずれが生じている場合は、把握した状況をもとに、十分に検討協議し慎重に対応することが必要である。

生命又は身体の安全が脅かされているような 重大な事案が発生した場合

○速やかに警察、町教育委員会等の関係機関へ報告する。管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。

○事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。なお、緊急保護者会等を開催する場合は、町教育委員会に指導・助言を仰ぐ。

○事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口の一本化を明確にし、誠実な対応に努める。

Ⅲ 監督官庁、警察、地域等の関係機関との連携について

学校だけで解決が困難な事案に関しては、監督官庁や警察、地域等の関係機関との連携が不可欠である。連携を図るためには、管理職や生徒指導主任の教員を中心として、日頃から学校や地域の状況について情報交換などいわゆる「顔の見える連携」が大切である。

※やまぐち児童生徒サポートラインやネット問題組織的対応システム等の活用

1 監督官庁との連携について

学校において重篤ないじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに監督官庁へ報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける必要がある。

解決が困難な事案については、必要に応じて警察や福祉関係者や弁護士等の専門家を交えて対策を協議し、早期の解決をめざすことが求められる。

※子どもと親のサポートセンター、学校サポートチーム（SSW、エリア SV、FR アドバイザー）

2 出席停止について

生徒に対して、日頃からきめ細かな指導や教育相談を粘り強く行うことが必要である。しかし、指導の効果が上がらず、他の生徒の心身の安全が保証されない等の恐れがある場合については、いじめ問題等対策委員会と生徒指導部が連携し出席停止等の懲戒処分を教育委員会の判断で措置を検討する必要がある。出席停止の制度は、本人の懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し、他の生徒の「教育を受ける権利」を保障するという観点から設けられているものである。

いじめられた生徒の心身の安全が脅かされている場合等、いじめられた生徒を守り抜くために、必要があればいじめた生徒に対し転学や退学について弾力的に対応することと規定されている。

保護者から、他の学校に変更したい旨の申し出があれば、学校は柔軟に対応し生徒の将来を見据えた指導を行う。

第三十五条 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であつて他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- 三 施設又は設備を損壊する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

3 警察との連携について

学校は地域の警察との連携を図るため、定期的にまた必要に応じて、相互協力する体制を整えておくことが大切である。

学校でいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の警察署等に相談し、連携して対応することが必要である。生徒の生命・身体の安全が脅かされる場合は、直ちに通報する必要がある。

※やまぐち児童生徒サポートライン、ネット問題組織的対応チーム

4 地域等その他菅家機関等との連携について

いじめた生徒のおかれた背景に、保護者の愛情不足等の家庭の要因が考えられる場合には、ふれあい教育センターや福祉事務所、民生・児童委員等の協力を得ることも視野に入れて対応することが必要である。

やまぐち総合教育支援センター 子どもと親のサポートセンター

子どもと親のサポートセンターは、子育て、家庭教育など子どもの教育に関する全般的なことや、いじめ・不登校などについて、子どもや保護者及び教職員からの相談を受ける。

また必要に応じて、専門家による専門相談や学校保護者相談も実施しており、きめの細かい相談・支援を受けることができる。

相談方法は、電話相談や来所相談、学校へ直接出向いて行う要請相談などがある。

連絡先：〒754-0893

山口県山口市秋穂二島1062 セミナーパーク やまぐち総合教育支援センター内

電話 083-987-1242

FAX 083-987-1259

電子メール support@center.ysn21.jp

チェックポイント2〈関係機関との連携〉

◇いじめ問題の解決のために、監督官庁との連携を密にするとともに、子どもと親のサポートセンター、警察等の地域の関係機関と連携を行っているか。

◇学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めているか。

◇PTAや地域の関係団体等とともに、いじめ問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみで対策を進めているか。

IV 教職員の研修の充実について

本校において、本マニュアルを活用した校内研修を実施し、いじめ問題について、すべての教職員で共通理解を図ることが必要である。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高めるための研修や、カウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究等を計画的に実施することが求められている。

さらに、初任者等の若い教職員に対しては、校内でＯＪＴが円滑に実施されるよう、配慮する必要がある。

〈カウンセリング・マインド研修〉	OJT(On-the-job Training)
すべての教職員を対象としたカウンセラー等によるカウンセリング・マインドの向上を目的とした研修。（カウンセリングの技法やストレスマネジメント等研修内容は多岐にわたる。）	先輩が後輩に対し具体的な仕事を通じて、必要な知識・技術・技能・態度などを意図的・計画的・継続的に指導し、修得させることによって全体的な力量を育成する活動である。